

# 令和2年 第6回農業委員会総会議事録

令和2年6月10日(水)

16時00分から16時50分まで

3階 大会議室

出席農業委員	11名	欠席	なし	農地利用最適化推進委員	2名
委員出席者	会長	1番	篠崎 隆	職務代理者	2番 阿部 三千里
	委員	3番	堀田 友紀恵	4番	安武 一明
		5番	松井 和行	6番	吉田 敬二
		7番	石川 賢一	8番	福田 誠
		9番	落石 好紀	10番	笠井 初男
		11番	堺 千賀子		
農地利用最適化推進委員		岩隈 和重(立花)		落石 廣孝(新宮)	
欠席者		なし			
事務局出席者		高木課長、亀井主幹、高野主査			
動議及び提出者氏名		なし			
議 題					
事務局	<p>全員起立、礼、ご着席ください。</p> <p>総会出席者数13名、農業委員出席者11名、欠席者ありません。定数に達しておりますので只今から6月の農業委員会総会を開会いたします。</p>				
会長	<p>会長あいさつ</p> <p>3番堀田委員、8番福田委員議事録押印者任命。</p> <p>それでは議事に入らせていただきます。事務局説明願います。</p>				
事務局	<p>第1号議案地籍調査事業における地目変更について説明します。三代地区地籍調査事業に伴い、担当部局より、登記地目農地の土地で現況が農地外等になっている箇所について、地目確認の依頼がありましたので、議案とさせていただきます。地籍調査の目的は、登記の適正化であり、今回、地目変更について、承認いただける農地については、地籍調査の手続きの中で、登記地目の変更を行います。1頁をご覧ください。土地の所在、新宮町大字三代字、押ヶ浦、花ノ浦、葉山、深浦、挟田、三吉、栗原。合計111筆。詳細につきましては、別紙資料のとおりです。変更を認める箇所については、詳細を別紙に記載しています。黄色とオレンジで着色した25筆の土地が対象となります。変更の根拠となる事由につきましては、許可不要案件、公共</p>				

	<p>事業、許可・届出案件、現況変更、3種農地での用途変更になります。2ページをご覧ください。今回の地籍調査区域の位置図になります。番号①から⑤が次ページ以降の写真図と対応しています。3ページをご覧ください。黄色の着色箇所になります。登記地目田から畑への変更ですので問題ありません。4頁になります。黄色の着色箇所、地目畑から雑種地への変更です。こちらについては、別紙に記載のとおり、昭和54年に九州電力の鉄塔で届出がっていますが、地目変更がされていなかった土地ですので問題ありません。5頁になります。別紙記載のとおりです。黄色の箇所は公共用地になります。オレンジの箇所は届出されていませんが、現況建物があり宅地となっています。市街化区域内の3種農地ですので問題ありません。今回地籍調査の結果により、登記地目の変更が可能ですので、農業委員会で承認いただければ地籍調査の担当で登記地目の変更を行います。6頁になります。同様に黄色着色部は届出されており問題ありません。オレンジ着色部も届出はされていませんが、3種農地の為問題ありません。7頁になります。同様に、黄色着色部は問題ありません。オレンジ部についても、3種農地であり問題ありません。登記地目については、許可、届出をされても、本人が変更登記をしていない為、変わっていません。今回調査により、許可を受けているなど問題ない黄色、オレンジの着色箇所については、地籍調査の結果により、地目変更の登記を行います。それ以外の紫印の箇所については、農地のままとして取り扱います。以上で説明を終わります。</p>
○ 番 委 員	<p>三代地区では、地籍調査が進んでおり、地権者が現地確認をしています。説明があった箇所は、現況が変わって20年以上経過しており、問題ありません。</p>
○ 番 委 員	<p>地籍調査事業とはどんなものか。法令根拠と他の市町の実施状況は。</p>
事務局	<p>登記の適正化を図るための事業で、国の補助を受け、都市整備部局が進めています。他の市町では、20年以上前から初めているところもあり、新宮は遅れているほうです。これから30年ほどかけて実施予定です。</p>
推進委員	<p>町全体を行うのか。実施の順番は。</p>
事務局	<p>三代地区から始まり、次は原上地区の予定です。</p>
推進委員	<p>農地が荒れ現況が変わっているからといって、簡単に地目変更すべきではない。</p>
事務局	<p>今回変更箇所は、変更できる案件のみにしています。基本、登記地目農地は農地とし、現況の山林化している状況をもつての地目変更はしません。</p>
会 長	<p>他に意見がなければ、地籍調査事業における地目変更について決をとります。賛成の方は、挙手をお願いします。</p>

	<p>(全員挙手)        全員賛成ということで可決されました。        引き続き報告案件について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>それでは報告案件、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について説明します。8頁になります。土地の所在〇〇、地目台帳畑、現況畑、面積718㎡。所有者〇〇。譲受人、〇〇。転用目的、駐車場の為の売買。都市計画、市街化区域、準工業地域、農振計画、区域外。他2筆については記載のとおりです。3筆合計1680㎡についてです。9頁をお開きください。位置図になります。〇〇にある農地となります。10頁に現況のわかる航空写真を、11頁に参考字図集合図を添付しております。12頁が計画図となります。計画地について、砂利敷駐車場となります。雨水は集水して敷地内側溝から町道側溝へ、給排水はありません。北側隣地は既設の境界ブロック、南側隣地は譲受人の土地であり、近隣への影響もありません。13頁が縦横断図となります。切土盛土はなく特に問題ありません。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>何か質問はありませんか。</p>
推進委員	<p>水路は埋めてあるのか。</p>
事務局	<p>既に埋まって現況がありません。水路部分については占用申請が出されており、問題ありません。</p>
推進委員	<p>水路を勝手に埋めているのであれば、復旧させるべきでは。過去の経緯はわからないが、きちんとすべき。水路が必要ないのであれば、購入させるなどすべきでは。払い下げはしないのか。</p>
事務局	<p>払い下げの計画があります。</p>
会長	<p>他になければ、引き続き報告案件、非農地証明について、事務局説明願います。</p>
事務局	<p>14頁をご覧ください。非農地証明について説明します。土地の所在〇〇、地目台帳山林、現況畑、面積2443㎡。所有者〇〇。証明願出人、所有者に同じ。証明の根拠となる事由、昭和49年から戸建て住宅の敷地として利用されている土地で、20年以上宅地利用されている為。用途都市計画、市街化区域、農振計画、区域外。外3筆については記載のとおりです。4筆合計2828.23㎡。15頁をご覧ください。申請地は、〇〇にある土地です。16頁に現況のわかる航空写真を、17頁に参考字図集合図を添付しております。申請地については、20年以上宅地の一部として利用されていましたが、地目の変更がされず、現況地目も農地のままとっており、今回地目変更登記をする為の申請となります。以上で説明を終わります。</p>

会 長	何か意見はありませんか。
推進委員	土地が広いが、全体を地目宅地に変更できるのか
事務局	登記地目山林で現況が畑ですので、現況が農地以外であることの証明となります。宅地部分と山林部分の地目については登記官が判断します。
会 長	他に何か意見はありませんか？ないようであればその他について、何かありませんか？ないようであれば次回の日程調整を行います。 次回農業委員会は令和2年7月9日（木）16時00分から開催します。 これをもちまして6月の農業委員会総会を閉会します。  全員起立、礼、お疲れ様でした。